

規第 39 号様式の 25 記載要領

- 1 この申請書は、免税軽油使用者証の記載事項に変更が生じたため、免税軽油使用者証の書換えを申請する場合において、当該免税軽油使用者証を交付した名古屋南部県税事務所長（高辻間税課）又は西三河県税事務所長（安城間税課）に 1 通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 7 「免税軽油使用者証の受取り希望事務所等」欄は、免税軽油使用者証について、県税事務所（駐在室）での受取りを希望する場合はその県税事務所（駐在室）名を、郵送での受取りを希望する場合（封筒及び所定の郵便料金を申請者が負担すること。）は郵送希望を○で囲むこと。

免税軽油使用者証の受渡し県税事務所（駐在室）

区 分	県税事務所（駐在室）名	所 在 地
高辻間税課管轄区域 域内の方	名古屋南部県税事務所 高辻間税課	名古屋市昭和区円上町 26—15
	東尾張県税事務所	春日井市鳥居松町 3—65
	西尾張県税事務所	一宮市新生 2—21—12
	知多県税事務所	半田市出口町 1—36
安城間税課管轄区 域内の方	西三河県税事務所 安城間税課	安城市横山町下毛賀知 93
	豊田加茂県税事務所	豊田市元城町 4—45
	東三河県税事務所	豊橋市八町通 5—4
	東三河県税事務所新城駐在室	新城市字石名号 20—1

○名古屋南部県税事務所高辻間税課（〒466-8501 名古屋市昭和区円上町 26—15）

<管轄区域>

名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡及び知多郡の区域

○西三河県税事務所安城間税課（〒446-8508 安城市横山町下毛賀知 93）

<管轄区域>

豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、額田郡及び北設楽郡の区域